Tohoku University Cooperative Laboratory Study Program (COLABS-Outbound) 2024-2025

東北大学自然科学系短期共同研究留学生交流プログラム（COLABS）派遣
2024 年度留学生募集要項

I. 募集内容

大学間あるいは部局間の学生交流協定等に基づく自然科学系短期共同研究留学生交流プログラム（COLABS）（以下、「本プログラム」という。）の 2024 年度留学学生を下記のとおり募集します。

1. プログラム概要

（1）留学先大学

原則として、東北大学との間に大学間又は部局間学術交流協定を締結し、授業料不徴収による学生交流の規定がある機関とします。

- 協定校一覧： 学術交流協定 – 東北大学総務企画部国際企画課

留学先大学等及び COLABS の留学タイプについては、別紙 1「申請検討にあたっての留意事項」を参照するとともに、東北大学の指導教員及び留学希望大学での指導教員と、研究計画（具体的な研究テーマの設定とすすめ方、スケジュール等）や留学希望大学での在籍身分、留学中の居住先等について事前に綿密な打合せのうえ決定してください。

（2）留学期間

2024 年度中に留学を開始し、10 日～1 年以内　※期間により条件等が異なる（下表参照）

タイプ		セメスター型	集中型	ワークショップ型
留学期間		1 学期相当 （最短 3 ヶ月） ～1 年以内※1	32 日以上 3 ヶ月以内	10 日以上 31 日以内
留学前オリエンテーション		学内選考合格者を対象に、留学 1～2 ヶ月前に実施（参加必須）		
修了要件 ※2	研修	1 セメスターあたり 30ECTS※3 相当	12ECTS※3 相当	4ECTS※3 相当
	研究報告書	A4 版 30～40 頁 （英文）	A4 版 5 頁程度 （英文）	A4 版 3 頁程度 （英文）
	研修発表会	口頭発表	ポスター発表	ポスター発表
	単位認定	本プログラムによる研修について所属部局で単位認定されること※4		
JASSO 奨学金	奨学金枠	**18 名程度**		
	支給上限	12 ヶ月分	3 ヶ月分	1 ヶ月分

※1「交換留学生」として、留学する場合は原則、2024 年夏・秋以降で留学希望大学の学年暦と一致する期間となります。

※2 修了要件を満たすことができなかった場合、JASSO 奨学金の返納を求める場合があります。

※3 ECTS = European Credit Transfer System（欧州単位互換制度）です。1ECTS=25 時間の修学・研修に相当します。

※4 本プログラムにおいては、認定される単位数について定めを設けません（単位数の多寡に関わらず認定されれば、要件を満たしたこととします。また「修士研修」の一部に含める等の取扱いでも構いません）。一方で、自身の所属部局における単位認定の定めについては、教務担当係及び教員等に必ず確認してください。

2. 応募から出発までのスケジュール

【例 1 ：「セメスター型」にて大学間学術交流協定校へ「交換留学生」として 2025 年 1 月留学開始の場合】

～2024 年 4 月	東北大学の指導教員及び留学希望大学での指導教員と打合せ
	学術交流協定に基づく受入れとなるか等について留学生課に確認
2024 年 5 月上旬	所属部局担当係に応募連絡
2024 年 5 月下旬	所属部局担当係に応募書類提出→留学生課へ提出→書類選考
2024 年 6 月上～中旬	面接選考
2024 年 6 月下旬	学内選考合格者決定→留学希望大学への申請→受入許可書の受領（留学の決定）
2024 年 12 月	留学前オリエンテーション
2025 年 1 月	出発

※セメスター型応募者で大学間学術交流協定校へ「交換留学生」として留学する場合は、原則として、留学希望大学の夏・秋以降の学年暦に合わせ留学開始を 2024 年 9 月以降としてください。また、留学希望大学の交換留学申請期限を確認の上、早めに留学生課に連絡のうえ、応募書類を提出してください。

【例２：「集中型」または「ワークショップ型」にて 2024 年 7 月留学開始の場合】

～2024 年 3 月上旬	東北大学の指導教員及び留学希望大学での指導教員と打合せ
2024 年 3 月中旬	所属部局担当係に応募連絡
2024 年 3 月下旬	所属部局担当係に応募書類提出→留学生課へ提出→書類選考
2024 年 4 月上～中旬	面接選考
2024 年 4 月下旬	学内選考合格者決定→受け入れ指導教員等に、渡航前に必要な手続きを確認
2024 年 6 月	留学前オリエンテーション
2024 年 7 月	出発

II. 応募条件

1. 応募資格

応募資格者は、次の全てを満たす者とします。

(1) 原則として、下記の研究科に所属する東北大学博士課程前期及び後期の課程の大学院学生又は学部学生で、以下の研究科に進学予定（留学開始時には大学院進学が決定していること）の者。
※6 年制課程の学部については、留学開始時に大学院進学が決定していない 5 年次以上の学部学生を含む。

> 対象研究科：
> 理学研究科、医学系研究科、歯学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、
> 情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科、医工学研究科

(2) 専門分野に関し、留学先大学において研究を行い、高等教育を受けるに十分な外国語能力と健康状態を有し、留学による単位を取得できる見込みのある者。

(3) 前述のプログラム修了要件を満たすとともに、留学期間終了後、東北大学に戻り学業を継続し、当該課程を修了できる見込みのある者。

(4) 留学時の在籍身分が休学でない者。

2. 応募前の確認事項

(1) 留学先大学における指導教員へのコンタクト

指導教員へ連絡し、受入についての承諾を得てください（東北大学留学生課は手配や問い合わせ等は行いません）。

(2) セメスター型で大学間学術交流協定校へ「交換留学生」として留学を希望する場合

下記の注意点に留意したうえで、留学生課まで連絡してください。留学生課から、留学希望大学担当者へ「交換留学生」としての受入の可否について問い合わせを行います。その後、留学希望大学担当者からの回答が得られ次第、そのメールを留学生課から応募者に転送いたします。このメールは応募書類の一つ(第４頁 Ⅲ.応募方法１.応募書類の提出-(1)応募書類⑧学術交流協定に基づく受入となることが確認できる文書)として提出いただきますので、必ず保管してください。なお、留学希望大学における指導教員からの受入承諾書を受領済みである場合は、その旨もお知らせください。

【注意点】

・東北大学から各協定校への「交換留学生」として派遣可能な人数には限りがあり、別途募集を行う 2024 年度の「大学間学術交流協定に基づく派遣交換留学候補者募集」の結果、派遣予定者数が派遣可能数に達した協定校には「交換留学生」としては留学することは出来ません。

・「交換留学生」として希望大学に申請する場合は留学希望大学毎に設定している交換留学申請期限までに申請手続きを終える必要があります。申請期限を過ぎている大学等には「交換留学生」としての申請が出来ません。申請期限の目安として、多くの大学は各学年暦開始月の 5～7 ヶ月程度前に設定されているため、本プログラムへの学内申請は、その申請期限より遅くてもさらに 2 ヶ月前を目安に行う必要があります。

・留学希望大学が語学条件等を設定している場合、学内応募時までにその条件を満たしている必要があります。

（3）セメスター型で部局間学術交流協定校へ「交換留学生」として留学を希望する場合

所属部局の部局間協定校担当係等に問い合わせてください。

III. 応募方法

1. 応募書類の提出

(1) 応募書類（①～⑦：全応募者が提出必須。⑧～⑩：該当者のみ提出）

	応募書類等	様式	備考
①	派遣学生候補者調書	所定	記入例を必ず確認のうえ作成すること。
②	指導教員等の推薦状 ※1	任意	指導教員等の署名が必要。内容としては、学位取得の見込み及び英語能力等について記載されていること。
③	学業成績証明書 （大学入学以降の成績証明書）	-	大学院生は、学部の成績証明書も提出すること。
④	学業成績評価係数計算表	所定	成績証明書には記載されていなくても、D 評価を含むこと。
⑤	語学能力証明書の写し	-	—
⑥	受入承諾書の写し	任意	以下の点が記載されていること。 ▪ 受入教員の氏名、職名、所属（機関・部署） ▪ 申請者氏名 ▪ 受入期間（年月日）
⑦	COLABS 留学プログラム誓約書	所定	原本は各自保管しておくこと。また、保護者等署名は原則保護者から得ること。
⑧	学術交流協定に基づく受入となることが確認できる文書	任意	セメスター型及び「交換留学生」としての留学を希望する場合は提出すること。
⑨	申立書 ※2	任意 （作成例有）	・大学間協定校・部局間協定校でない大学等を留学先とする場合は⑨を提出すること ・留学先機関と本学との間で大学間協定・部局間協定が締結されていない等の理由から、学生交流に関する署名付きの覚書が無い場合は⑩合意文書(研究室間の覚書、契約書等を含む)を
⑩	学生交流等に係る合意文書※3		

		提出すること。

※1 学位取得の見込み及び英語能力等についての記載を含みます。なお、学位取得の見込みについては、具体的な研究テーマの設定とすすめ方を留学先の研究室と事前打ち合わせをした状況を考慮した内容を含めてください。6 年生課程の学部 5 年次以上の学部学生で、留学時に大学院進学が決定しない者については、「留学先で研究活動に従事するために十分な研究遂行能力を有すること」を推薦状に記載してください。

※2 留学先の機関が、将来、本学(または該当部局)との学術・学生交流をするに値すること、及び今後の交流を期待できることについて東北大学の指導教員名により、署名入りで作成してください。※作成については別紙 3『「申立書」及び「学生交流等に係る合意文書」』を参照してください。

※3 受入側・派遣側の研究室間で両指導教員及び学生の 3 者において署名入りで作成してください。作成については別紙 3『「申立書」及び「学生交流等に係る合意文書」』(以下、別紙 3 と記載する。)を参照してください。なお、セメスター型及び「交換留学生」以外で留学する場合で、授業料が発生しないよう留学先と交渉する場合、別紙 3 の作成例 2 を利用することも可能です (交渉については留学希望者自身が東北大指導教員の助力のもとに行うもので、留学生課、各部局担当係は関与しません) 。

〔様式等ダウンロード〕

上表中の所定様式、作成例は、下記ウェブサイトからダウンロードし作成・参照してください。

- https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/studyabroad/graduate/colabs/application/

〔提出方法についての留意事項〕

- ①についてはエクセルデータ、②～⑩については PDF 等のデータで所属部局担当係（学部・研究科の教務係又は学科・専攻事務室）まで応募書類をメールで提出してください。
  ※「⑦誓約書」については各自原本を保管してください。

(2) 応募書類提出期限

必ず、所属部局担当係に確認してください。

IV. 選考・結果通知

1. 一次選考： 書類選考

留学・研究計画、大学入学以降の学業成績、語学能力等を総合的に評価します。

2. 二次選考：面接選考 (オンラインで実施)

研究テーマ（研究概要）についての理解度や語学能力等を総合的に評価します。

二次選考日時は、一次選考に合格した者に別途留学生課より使用するオンラインツール・日程等の詳細を連絡します。

3. 学内選考の結果通知

二次選考の終了後、所属部局を通じて結果を通知します。なお、留学前オリエンテーションの日程については、二次選考に合格した者に別途留学生課より通知します。

V. 留学経費等

1. 経費負担

留学に要する経費は、留学生本人の自己負担とします。

2. 授業料

セメスター型で「交換留学生」として大学間又は部局間交流協定校への留学を希望する場合：

授業料不徴収条項に基づき、留学先大学からは授業料は徴収されません（一部の協定校を除く）。

上記以外の場合：

留学先大学への授業料が不要であることを、受入教員等を通じて応募者本人が確認する必要があります。

※いずれの場合においても、本学の授業料は納付する必要があるので、留意してください。

3. 奨学金

日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度による奨学金

(1) 本プログラムによる留学候補者に選考され、かつ JASSO の定める受給条件を満たしている者には、海外留学奨学金を支給します。

奨学金	月額 6～10 万円 ※留学地域により異なる
渡航支援金	13 万円又は 16 万円　※所定の要件を満たした場合にのみ支給
対象者 （①～④等の全てを満たすこと）	①日本国籍を有する者または日本の永住資格を有する者で、学業、人物ともに特に優秀である者。 ②JASSO が定める計算方法による奨学金支給対象者選考時の前年度の成績評価係数が 2.30/3.00 以上の者。 ③プログラム参加にあたり、他団体等（本学及び派遣先大学等を含む）からプログラム参加のための奨学金を受ける場合、その奨学金（渡航費等及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない）の支給月額が、JASSO 奨学金による月額の支給を超えない者。 ④原則として、外務省の「海外安全ホームページ」上の危険情報又は感染症危険情報「レベル 2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域（都市）以外に派遣される者。 ※上記①～④の他にも奨学金支給のための条件があります。詳細は所属部局にお問合せください。

(2) 奨学金の支給回数は支給対象者の派遣期間により異なり、派遣期間を 31 日ごとに区切って算出します。支給月数は、本要項 1 頁目の表にあるタイプ毎に設定された上限を超えることはできません。

【算出の具体例】

派遣日数	支給月数（支給回数）
10 ～ 31 日	1
32 ～ 62 日	2
63 ～ 93 日	3
94 ～ 124 日	4
125 ～ 155 日	5
156 ～ 186 日	6
派遣日数	支給月数（支給回数）
187 ～ 217 日	7
218 ～ 248 日	8
249 ～ 279 日	9
280 ～ 310 日	10
311 ～ 341 日	11
342 ～ 365 日	12

(3) 他の団体等から奨学金等を受給している場合、JASSO 奨学金の定めにより以下の者は受給することができません。

- 日本学術振興会特別研究員
- トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム採用者

また、本プログラムへの応募に際しては、必ず、応募予定及び受給中の奨学金等のルール（併願、併給の可否や、支給対象となる留学期間、応募・受給資格等）を確認してください。

4. 海外旅行保険

留学中の万一の事故・病気・ケガ等に対応するために、必ず海外旅行保険に加入してください。本プログラム参加者は「学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険」（付帯海学）への加入が必須となります。なお、保険料は留学生本人の自己負担とします。加入方法については、学内選考合格後、留学生課より案内します。

- 付帯海学：https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/preparing/safety/futai_kaigaku/

VI. その他

1. 合格の取り消し

東北大学の学内選考に合格しても、次の場合は留学できません。

1. 留学希望大学等の入学許可が得られなかったとき。
2. 留学希望大学等への応募書類提出の段階で応募資格を満たす見込みがないとき。
3. 健康を害し、留学先での修学に困難があるとき。
4. 留学希望大学等の募集人員が減り、受け入れが困難になったとき。
5. 誓約書【応募書類⑦】に記載された事項を守れないとき。
6. その他、留学が適当でないと東北大学が判断するとき。

2. 留学希望大学等における専攻や研究室等

原則として本学の指導及び本人の希望によりますが、留学希望大学等の事情によって、必ずしも希望どおりに実現するとは限りません。応募にあたって、具体的な研究テーマの設定と進め方を、留学先の研究室と事前に打ち合わせておく必要があります。

3. 入学手続き及び渡航手続き等

(1) 本人の責任により行い、これらに要する費用は本人の負担となります。

(2) 留学希望国・地域又は機関等によっては、ビザの取得や留学申請等に時間を要することから、希望どおりの留学開始ができない可能性があります。

(3) 学内選考合格後、留学期間に応じ、以下いずれかに基づき電子登録を外務省に対して行うこととなります。

- 集中・ワークショップ型：学内選考合格の時点で「たびレジ（海外に３ヶ月未満の期間滞在する場合）」に登録。
- セメスター型：学内選考合格の時点で「たびレジ」に登録。現地渡航の後、住所が定まり次第、すぐに在留届（海外に３ヶ月以上の期間滞在する場合）に登録。

4. 留学中の本学における学籍上の身分

所属部局の定めによります。各自所属部局に確認してください。

5. 不測の事態等による留学の中止・中断

COLABS への参加を辞退する場合、「Ⅵ.その他 1.合格の取り消し」に該当する場合、または派遣先国・地域においてテロ・自然災害・感染症等不測の事態が発生し東北大学の判断で留学を中止・中断する場合は、理由を問わず、留学前・中・後に発生した一切の費用（キャンセル料や、中断の場合の帰国旅費を含む）は参加学生個人が負担することとし、大学には請求できません。応募の際はこれらの点を踏まえて、おおよその現地滞在費や、航空券の変更・払い戻し等に関するポリシーを十分に確認しておいてください(留学開始前に派遣先国・地域においてテロ・自然災害・感染の拡大等が発生した場合、プログラム実施前においても中止を判断する場合がある）。

6. 日本出発日及び日本帰国日について

日本出発日は、危機管理サポートシステム加入の関係から、原則、受入許可証に記載受入日の前日以前 10 日前（交換留学生として留学する場合は留学開始学期の授業開始日の前日以前 10 日間以内の日付）である必要があります。また、帰国日は原則、受入許可証に記載受入終了日の翌日以後 10 日間以内（交換留学生として留学する場合は留学最終学期の授業終了日（期末テスト等最終日）の翌日以後 10 日間以内）に速やかに帰国するようにしてください。